

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

のんびり楽しい^{いなかひとてんごく}田舎人天国 ^{かんさき}神崎

2. 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県、^{ひょうごけんかんさきぐんかみかわちよう}兵庫県神崎郡神河町、^{ひょうごけんたかぐんたかちよう}兵庫県多可郡多可町

3. 地域再生計画の区域

^{ひょうごけんかんさきぐんかみかわちよう}兵庫県神崎郡神河町の全域
兵庫県多可郡多可町の区域の一部（旧加美町の一部）

4. 地域再生計画の目標

兵庫県神崎郡神河町は、中国山地の東端に位置する典型的な中山間地域であり、昔ながらの豊かで美しい自然を生かした伝統的な生活文化を守りながら、子どもからお年寄りまで、豊かな愛情・やさしさにつつまれた「愛・やさしさ」のまちづくりと、自然の恵みと共に生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむ「命・いきいき」のまちづくり、住民どうしの顔が見え、人と人との心のふれあいが生まれる「心・ふれあい」のまちづくりを指針とし、住民と行政が一緒に取り組む「ハートがふれあう住民自治のまちづくり」を目指している。

これらの目標を基本に、桃やリンゴ、柚子などの農産物を自らが栽培し収穫するといった「収穫体験オーナー制度」や、町内を流れる清流「^{おちがわ}越知川」など自然とふれ合う「越知川名水街道自転車下り」、町内産の杉・ひのきを使った木工教室など、町の特色である豊かな自然を生かした都市と農山村との交流・観光事業を行い、町に訪れた人々が自然の良さを実感し、再び訪れたい町、さらには住みたい町をめざしている。

特に「^{かさかた}笠形・^{せんがみね}干ヶ峰県立自然公園」の主峰「干ヶ峰」や、その山麓を源流とする清流「越知川」など、風光明媚な自然に囲まれた神河町最北部の^{しんでん}新田地区には、滞在型の田舎体験施設で「越知川名水街道自転車下り」の起点でもある「新田ふるさと村」がある。ここではキャンプ場やバーベキューサイト、そば打ち体験施設のほか、ログコテージも整備されており、県下各地に住む人々がよく訪れ、周辺の自然散策や森林浴、登山、川遊び、雪遊びなど自然を身近に感じながら、田舎の人々との心の交流を通して心身のリフレッシュを図っている。

また、オートキャンプ場もオープンし、より多くの人々が当地を訪れることを期待している。

さらに、平成 17 年 3 月 28 日に認定され、平成 17 年 9 月 1 日の特例措置の全国展開に伴い取消しとなった、旧構造改革特別区域「^{らくのう}楽農・^{いなかひととこく}田舎人特区」の事業にあった、ふるさと青年交流事業や山村留学制度などの都市住民との交流事業、空き家情報の提供による定住の促進、農地の権利取得後の規制緩和による就農者の定着などを今後も引き続き図り、これら相互が連携されることで、文化・交流事業や観光事業、また基幹産業である農林業がさらに促進され、交流人口や定住人口の増加を実現し、神河町がより一層活性化するような取り組みを進めているところである。

しかしながら、これらを円滑に進めるためには道路交通網の整備が課題であり、神河町が位置する播磨北西部は、播但連絡道路や国道312号といったように南北への交通ネットワークは古くから発達しているものの、東西の交通網の整備は遅れており、町を訪れる人々のアクセスだけでなく、町内に居住する住民の生活圏にも大きな偏りをみせている。このため東西の新しい交通ネットワークの構築により、神河町が目標とする観光・交流産業をさらに発展させ、将来の交流人口や定住人口の促進を図ることが重要な施策となっている。

また、神河町の中心部である町役場周辺は、小中学校を始め一般住宅やマンションが密集し、近年、町が進める宅地造成により定住人口も増加する傾向であり、この地域内の道路の交通量も年々増加している。この道路は周辺住民の生活道路や小中学校の通学路として利用されているだけでなく、主要地方道加美穴栗線と一般県道長谷市川線を結ぶ連絡道路としても幅広く利用され、付近にある木材加工施設へのアクセス道路としても林業の振興に重要な役割を果たすなど、近隣の居住者だけでなく多くの人々に様々なサービスを提供するための主要道路として早急な整備が必要である。

さらに、「新田ふるさと村」周辺へのアクセス道路は町中心部からの主要地方道・県道ルートがメインとなっており、将来この施設を含めたエリアの観光・交流人口の増加を実現させるためには、この施設と県道とを結ぶ幹線町道の整備と、町北部の朝来市からのアクセス道路の整備が重要であるとともに、付近の森林施業全般の振興も図ることが可能となる。

このような様々な事業の一体的な推進により、日頃都市部で生活する人々と神河町に住む人々とが、美しい自然に囲まれた田舎ののんびりとした雰囲気の中で交流を深めながら、お互いの心がより一層癒されるような環境を実現し、さらにはこのような環境の中で住んでみたいくなるような町を創造することで「のんびり楽しい田舎天国 神崎」が達成されるものである。

(目標1) 町道と林道整備による地域間の交通ネットワークの構築

(国道312号と主要地方道西脇八千代市川線の時間短縮 … 約20分 → 8分)

(主要地方道加美穴栗線と一般県道長谷市川線のアクセスの向上

… アクセス時間約5分 → 1分)

(歩道整備による歩行者(通学者等)の安全確保

… 歩行者(通学者等)の通行の危険あり → 危険なし)

(神河町～朝来市の森林管理道路と一般県道若屋生野線を結ぶ幹線町道の通行の円滑化と災害に強い道路の整備

… 車輻相互のすれ違い困難 → 容易、落石等崩壊の危険あり → 危険なし)

(神河町～朝来市、神河町～多可町への森林管理道路の確保 … 通行不可区間 → 通行可区間)

… (目標2)に示す交流人口の増加のためのさらなるアクセスの向上

(目標2) 交流・観光業の振興による交流人口と定住人口の増加

(交流人口40万人/年間 → 60万人/年間)

(JR寺前駅周辺地域の住宅(定住人口)の増加 … 住宅軒数70軒 → 100軒)

(目標3) 森林整備の促進

(間伐実施面積 → 30ha増(H21年度))

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

主要地方道西脇八千代市川線へ通ずる東西交通網の軸となる路線「町道神崎市川線」の整備により、新しい交通ネットワークを構築し、東西への大きな広がりを生み出すことで、当地域と市街地エリアの相互の人や物の流れと、山村地域の生活環境の向上を進めるだけでなく、市街地の活性化を促進するなかで、交流人口や定住人口の増加を図るものとする。

次に、神河町寺前地区はJR播但線の寺前駅を中心に、周辺には町役場や中央公民館を始め、小中学校や商店街などがあるほか、町の宅地造成により住宅も増加しており、神河町でも比較的賑わいをみせる市街地として位置づけられる地域である。

ここを通る「水走り中河原線」は、主要地方道加美穴栗線と一般県道長谷市川線を結ぶ主要な幹線道路であるが、幅員も狭くカーブも多いことから、現状はバイパスとしての機能を発揮していない。

この道路の整備は県道間の走行時間の短縮と、付近にある木材加工施設へのアクセス向上による林業振興のほか、周辺住民の生活環境の向上を図ることができる。さらには、宅地造成を進める神河町の施策に併せて、町の課題である定住人口の増加にも大きな効果を発揮するものと期待される。

また、神河町新田地区の「新田ふるさと村」への主要道路が、町中心部からの主要地方道・県道ルートのみであり、一般県道岩屋生野線とこの施設を直結する主要路線「作畑・新田線」は、左右を急峻な山林と河川に挟まれた道路で、全般的にカーブが多く見通しも悪いうえ幅員も狭小であり、地域産業の林業に従事する大型車や、施設へアクセスする大型バスは勿論のこと、一般車輛の通行にも支障をきたしている。

さらに、山腹からの落石も度々発生し、地域住民だけでなく観光客にも大変危険な状況であり、万一の災害時などで道路が寸断された場合には、迂回路もなく孤立する可能性がある。

これらのことから、観光バスに代表される大型車輛の通行を円滑にするため、車道の一部を拡幅し待避所を設けるとともに、併せて落石対策を実施することで、施設へのアクセスを向上するとともに災害に強い道路整備を実施する。

一方、林道では、朝来市～神河町～多可町を縦断する「林道千ヶ峰・三国岳線」が平成8年度から開設されている。本林道周辺には、3千haを超える豊かな人工林が広がっていることから、今後の林道開設を促進することで、これらの広大な森林を適切に保全管理する。また、このほか、町北部と隣接する朝来市からのアクセス道路として、「林道黒川新田線」を平成4年度に開設した。当時は、双方向の大幅な移動時間の短縮、自然散策や森林浴、登山道、森林施業など大きな役割を担っていた路線であるが、現在は一部整備済区間を除き、落石や崩落により通行が不可能な状況であることから重点的に整備を行い、この道路本来の機能を発揮させる。

これら「新田ふるさと村」に接続する南北の道路を一体的に整備することで、町の中心部からは勿論のこと、隣接する朝来市や多可町からのアクセスが向上するとともに、この地域の住環境の整備を図る。

さらに、農産物の収穫体験制度やふるさと青年交流事業、越知川名水街道の自転車下りなどのソフト面での取り組みを今以上に定着させ、これに地域住民の参画による町づくりを連携させる

ことで、都市と農山村との交流・観光事業の発展を成し遂げ、再び訪れたい町、さらには住みたい町を実現する。

(5 - 2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 町道：^{かんざきいちかわせん}神崎市川線…道路法に規定する町道に平成 10 年 12 月 21 日に認定済み。
- ・ 町道：^{みずほしりなかがわらせん}水走り中河原線…道路法に規定する町道に昭和 60 年 3 月 15 日に認定済み。
- ・ 町道：^{さくはた しんでんせん}作畑・新田線…道路法に規定する町道に昭和 53 年 6 月 9 日に認定済み。
- ・ 林道：黒川新田線…森林法による揖保川地域森林計画（平成 16 年樹立）に路線を記載。
- ・ 林道：千ヶ峰・三国岳線…森林法による揖保川地域森林計画（平成 16 年樹立）及び加古川地域森林計画（平成 14 年樹立）に路線を記載。

〔施設の種類（事業区域）、実施主体〕

- ・ 町道（神河町の全域） 神河町
- ・ 林道（神河町の全域、多可町の区域の一部） 兵庫県、神河町

〔事業期間〕

- ・ 町道（平成 17～21 年度）、林道（平成 18～21 年度）

〔整備量及び事業費〕

- ・ 町道 2.55km、林道 3.28km
- ・ 総事業費 1,963,250 千円（うち交付金 981,625 千円）
町道 …… 1,400,000 千円（うち交付金 700,000 千円）
林道 …… 563,250 千円（うち交付金 281,625 千円）

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「のんびり楽しい^{いなかびとてんごく}田舎人天国^{かんざき} 神崎」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

都市農村交流事業「神河町における都市と農山村交流」

1) 都市農村交流を促進するソフト事業

収穫体験オーナー制度

…桃・リンゴ・柚子など果樹のオーナーとなり、都市住民が自ら農産物の栽培や収穫を行う農業体験制度。

ふるさと青年協力隊の受入れ

…都市部に住む青年が町を訪れ、短期のホームステイにより農山村の人々と交流を深めながら、農作業などの体験支援を行う事業。

越知川名水街道自転車下り

…新田ふるさと村から町の中心部までの約 18km・高低差 300m を自転車で下りながら、沿道の四季折々の自然景観と人情味豊かな人々との出会いを満

喫することをめざす事業。

2) 地域住民による地域資源の再評価と町づくり

ゆめはな 夢花フォーラム

…「夢と花のあふれるまちづくり」と題した住民参画のまちづくり計画を、具現化し、「川」「花」をキーワードに幅広い活動を実施。

かんだき田舎塾

…地域資源の再評価と情報発信を目的に、塾生がそれぞれの視点で町の情報提供を実施。

越知川名水街道づくり協議会

…既存の交流施設を活かしながら人々が支えあい自立できる地域づくりを目的とし、都市住民との交流・地域住民間の心の交流をキーワードに活性化構想を策定実施。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、この計画期間終了後に神河町が必要な調査を個別に行い、現状を把握し目的の達成状況の評価、またその時点での改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

旧構造改革特別区域「^{らくのう}楽農・^{いなかひととつく}田舎人特区」の事業の推進

平成 17 年 3 月 28 日に認定され、平成 17 年 9 月 1 日の特例措置の全国展開に伴い平成 17 年 11 月 22 日付けで取消しとなった、旧構造改革特別区域「^{らくのう}楽農・^{いなかひととつく}田舎人特区」の事業については、今後も引き続き推進することとし、農家民宿やふるさと青年交流事業、空き家情報の提供事業を核とした地域定住型ツーリズムを推進することで、農山村を体験するために交流施設を訪れた都市住民との交流活動を一層推進し、山村留学センターを通じた都市児童との交流を行うとともに、空き家情報の提供事業等による定住促進、さらには、農地の権利取得後の下限面積の緩和を通じて農地取得費用が抑制されることによる新規就農者増をも合わせることにより、華や賑わいのある^{らくのう}楽農生活の推進と^{いなかひととつく}田舎人天国の実現を目指す。

1) 農地の権利取得後の下限面積の緩和に取り組み、遊休農地や耕作放棄地を解消するため新規就農者の増加を図ることで、より一層の農業の振興を図る。

新規就農者に対し地域の営農組織による営農指導を行い、農業者としての一人立ちを支援し、定住に向けた空き家情報や就業情報などの提供を行う。

2) 地域の風土に根ざした農業や人情にふれ、その自然を満喫するツーリズムの実現のため、宿泊型の「農家民宿事業」を実施する。

また、既存の体験農園や地域の農家と連携して、農作業を体験しながら長期滞在できるような「市民農園整備事業」にも取り組む。

これらの事業と農業体験交流型のツーリズムを一体的に実施する事により、交流人口の増加や定住化を推進する。

- 3) 田舎暮らしや農業をしたい都市住民に対し、行政ではできない細かな対応のできるNPO等の団体を育成し、情報収集と情報発信を行い、自然環境を広報する事業に取り組む。
- 4) 「ふるさと青年協力隊」を受入れ、農作業などを通じた交流によって、都市住民にも新規就農を働きかける。
- 5) 12年間山村留学制度を実施した小学校が廃校になったことにより、人づくりや交流の伝統を継続するため、これを「山村留学センター」に改修し、児童だけでなく保護者も含め短期間留学することで、地域の自然・風土にふれながら過ごせる施設を整備する。